1　平成30年5月28日　月曜日　官　報　（号外第112号）（2分冊の1）

第明三治二十五種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一七七）　一

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同一七八）　二

〔官庁報告〕

国家試験

CBTによる平成三十年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　八〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　八四

特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八九

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○総務省告示第百七十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成三十年五月二十八日　総務大臣　野田　聖子

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　長野県安曇野市豊科4800 (572.00) (2)　長野県松本市安曇上高地102林小班 (2466.10)	北緯36度18分07秒東経137度54分09秒の地点と北緯36度20分01秒東経137度43分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　愛知県名古屋市昭和区高峯町154 (140.00) (2)　愛知県弥富市上野町２―18 (47.00)	北緯35度08分49秒東経136度58分04秒の地点と北緯35度02分28秒東経136度46分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　静岡県静岡市駿河区八幡１―６―１ (74.00) (2)　静岡県静岡市清水区草薙字中壇600―２ (315.00)	北緯34度58分28秒東経138度23分42秒の地点と北緯34度58分28秒東経138度27分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　静岡県静岡市駿河区八幡１―６―１ (69.50) (2)　静岡県静岡市駿河区宮竹２―４―10 (59.00)	北緯34度58分28秒東経138度23分42秒の地点と北緯34度57分01秒東経138度25分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都新宿区西新宿２―８―１ (262.50) (2)　東京都港区六本木３―２―１ (287.40)	北緯35度41分21秒東経139度41分31秒の地点と北緯35度39分52秒東経139度44分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域